

時事情報 電子帳簿保存法のスキャナ保存法 要件緩和

令和4年1月より、電子帳簿保存法におけるスキャナ保存法の要件が緩和される予定です。

商工会議所：https://www.jcci.or.jp/r3_zeiseikaisei.pdf

税務署への申請の廃止

これまではスキャナ保存を開始したい日の90日前までに税務署へ申請し、税務署長の承認を得る必要がありましたが、その申請が不要になります。

領収書への自署の廃止

受領者本人が電子化を行う場合、自筆の署名（自署）をしたうえで電子化を行う必要がありましたが、この自署が不要となります。

電子化の実施期限 3営業日以内→約2か月以内

受領者本人が電子化を行う場合、受領日翌日から概営業日以内に電子化を行う必要がありましたが、業務処理サイクル方式の約2か月以内と同じになります。

一定の条件で タイムスタンプが不要

電子化した画像を、訂正削除不可・訂正削除の履歴が残るシステムに、約2か月以内に保存した場合、タイムスタンプが不要となります。

原本と画像の確認が不要

受領者以外により、紙の原本と画像を見比べて同一性をチェックする「相互けん制」が不要となります。

定期検査不要で廃棄可能

紙の原本を廃棄するためには、定期検査を経る必要がありましたが、今後はスキャナ保存の要件に従い、領収書等の保存がされている場合であれば、定期検査しなくても、紙の原本を廃棄できるようになります。

電子帳簿保存法により得られるメリット

コスト削減！

紙書類の保管にかかる印刷・用紙・保管場所確保などのコストが削減できます。

業務時間削減！

紙書類のファイリングや整理・書類を探す作業が不要に！

紛失リスク回避！

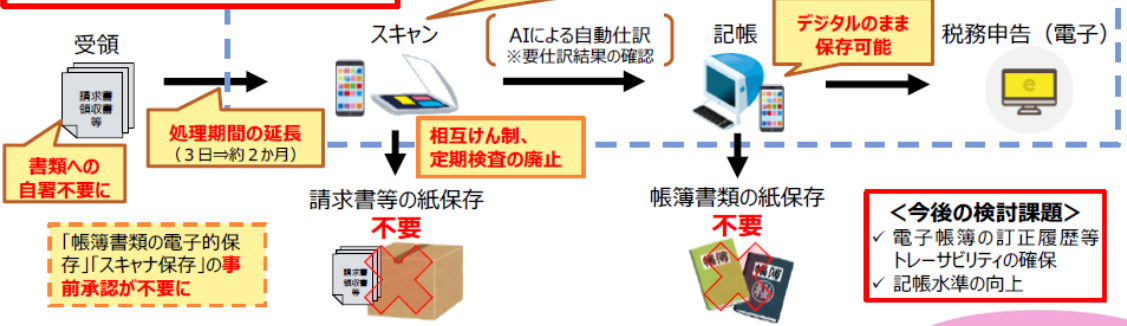
誤って廃棄するなどの紛失リスクを回避できます。

デジタル化に対応した納税環境整備

電子帳簿保存法の要件の抜本的緩和

- 帳簿書類の電子的保存手続を簡素化する観点から以下の見直しを行う（令和4年1月1日以後適用）
- ※変更箇所は赤字

電子申告までの工程が簡単にデジタル化



Edge 経理業務の流れを変えずに電子帳簿保存法に対応できます。

奉行 証憑保管クラウド

勤定奉行クラウド

読み取り画像の要件チェック



タイムスタンプ付与



証憑の検索・参照

領収書	検索
2017/01/23 ○株式会社 13,000円	
2017/01/25 株式会社○ 900円	
2017/01/30 ○株式会社 3,000円	
2017/01/30 ○株式会社 5,010円	
2017/02/05 株式会社○ 8,800円	

クラウド上に保管された証憑データを簡単に検索し、参照できます。

履歴保持

履歴	日時	操作
新規	2017/03/10 14:51:38	請求書
修正	2017/03/12 10:43:31	請求書
削除	2017/03/20 16:52:49	請求書

伝票を修正・削除した履歴を自動的に記録します。